

企画部(局)における随意契約の実績 (令和5年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	情報基盤 整備課	沖縄県総合行政情報通信 ネットワークL3 スイッチ取替業務(その1)	令和6年2 月7日	9,909,460	日本電気株式会社沖縄 支店	沖縄県那覇市久茂地二 丁目2番2号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県総合行政情報通信ネットワークの通信を行う装置であるL3スイッチの取替に係る業務である。</p> <p>本ネットワークは、防災用の通信に加え、各種行政システムの伝送路としても活用されており、また有線回線、無線回線を組み合わせたネットワークであることから、通信設定が複雑であり、本業務を履行するためには、本ネットワークの設定に精通する必要がある。</p> <p>そのため、本ネットワークの整備を行い、システムの構成や設定を熟知している事業者である日本電気(株)沖縄支店を選定した。</p>	特命随意 契約
2	情報基盤 整備課	沖縄県総合行政情報通信 ネットワーク運 転監視業務委 託	令和6年3 月25日	17,886,000	日本電気株式会社沖縄 支店	沖縄県那覇市久茂地二 丁目2番2号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県総合行政情報通信ネットワークの県庁局常駐運転監視(定時中)及び遠隔監視(時間外、祝祭日)を行うものである。</p> <p>本ネットワークは、災害対策基本法等防災関係法令及び地域防災計画に定められている知事の防災上の責務遂行のための通信手段として構築・整備したネットワークであり、平時においても行政情報システムを通信する重要な通信回線である。</p> <p>そのため、本業務の実施にあたっては、監視装置の操作を熟知している他、障害発生時の原因調査や応急処置等、緊急時の迅速な対応が必要であり、求められる要件として、本ネットワークの構成および設定等に関する専門的知識を有する者である必要がある。そのため、本ネットワーク整備工事を行った事業者である日本電気(株)沖縄支店を選定した。</p>	長期継続 契約・特命 随意契約

企画部(局)における随意契約の実績 (令和5年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
3	情報基盤 整備課	沖縄県総合行政情報通信 ネットワーク保守点検業務委託	令和6年3 月25日	29,150,000	日本電気株式会社沖縄 支店	沖縄県那覇市久茂地二 丁目2番2号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県総合行政情報通信ネットワークの保守点検業務を行うものである。</p> <p>本ネットワークは、災害対策基本法等防災関係法令及び地域防災計画に定められている知事の防災上の責務遂行のための通信手段として構築・整備したネットワークであり、平時においても行政情報システムを通信する重要な通信回線である。</p> <p>そのため、本業務の実施にあたっては、監視装置の操作を熟知している他、障害発生時の原因調査や応急処置等、緊急時の迅速な対応が必要であり、求められる要件として、本ネットワークの構成および設定等に関する専門的知識を有する者である必要がある。そのため、本ネットワーク整備工事を行った事業者である日本電気(株)沖縄支店を選定した。</p>	長期継続 契約・特命 随意契約
4	情報基盤 整備課	沖縄県総合行政情報通信 ネットワークIP 通信システム 運用業務委託	令和6年3 月25日	13,970,000	日本電気株式会社沖縄 支店	沖縄県那覇市久茂地二 丁目2番2号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク(以下「本ネットワーク」という。)のIP通信システムについて、システムログの取得による状態管理や障害対応等により、システムの安定運用を図るものである。</p> <p>本ネットワークは、災害対策基本法等防災関係法令及び地域防災計画に定められている知事の防災上の責務遂行のための通信手段として構築・整備したネットワークであり、平時においても行政情報システムを通信する重要な通信回線である。</p> <p>そのため、本業務の実施にあたっては、IP通信システムの操作を熟知している他、障害発生時の原因調査や応急処置等、緊急時の迅速な対応が必要であり、求められる要件として、本ネットワークの構成および設定等に関する専門的知識を有する必要がある。そのため、本ネットワーク整備工事を行った事業者である日本電気(株)沖縄支店を選定した。</p>	長期継続 契約・特命 随意契約

企画部(局)における随意契約の実績 (令和5年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
5	情報基盤 整備課	沖縄県総合行政情報通信 ネットワーク中継局自家用電気 工作物保安管理業務委託	令和6年3 月25日	1,544,400	一般財団法人沖縄電気 保安協会	沖縄県那覇市西3丁目8 番21号	第167条の2 第1項第2号	<p>沖縄県総合行政情報通信ネットワーク中継局は、電気事業法43条第1項により主任技術者の選任義務があるが、同法施行規則第52条第2項の規定に基づき、同規則52条の2に定める要件に該当する者と保安管理業務を委託する契約を締結し、経済産業大臣(沖縄総合事務局長)の承認を得た場合には、主任技術者を選任しないことができる。また、本業務は本島、離島の各中継局電気工作物の保安の監督を行う重要な業務であり、業務の適切な履行や緊急時の対応のため、離島を含む県内各所に事務所を有しているものと契約する必要がある。</p> <p>上記要件を満たすのは県内に1者のみであることから、(一財)沖縄電気保安協会を選定している。</p>	長期継続 契約・特命 随意契約
6	情報基盤 整備課	LoGoチャット 利用契約	令和6年3 月26日	19,359,648	株式会社ラクセスイノ ベーション	沖縄県沖縄市八重島一 丁目2-18	第167条の2 第1項第2号	<p>LoGoチャットは、株式会社トラストバンクが運営するLGSAN-ASPで提供されるチャットサービスであるが、同社は当該サービスの取扱を都道府県毎に1社の取扱としており、沖縄県内においては株式会社ラクセスイノベーションのみが取扱代理店となっている。</p>	長期継続 契約・特命 随意契約

企画部(局)における随意契約の実績 (令和5年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
7	情報基盤 整備課	CORAL基幹シ ステム管理業 務	令和6年3 月26日	29,929,625	一般財団法人沖縄ITイ ノベーション戦略センター	沖縄県那覇市銘苅二丁 目3番6号 那覇市IT創 造館4階	第167条の2 第1項第2号	<p>CORAL基幹システムは良質な県民サービスを提供するための県職員の業務遂行において重要な基盤であり、各種業務システムは本システムを通して利用されているため、本システムに障害等が発生した場合には職員の業務や行政サービスに致命的な影響を与えることから、本システムの安定稼働は必要不可欠なものである。</p> <p>そのため、受託事業者は基幹サーバ等の機器のみならず、本庁舎から各出先機関等まで含めた約250機関に設置されたネットワーク機器の特性及び設定情報等を熟知しており、LGWAN等の他ネットワークとの接続や各部署のシステム等についても把握している必要がある。</p> <p>また、本システムは24時間365日の常時稼働が前提となっており、障害発生時等において迅速な復旧対応を行う必要があることから、本システム全体の構成や設定等を把握し、これまでの管理・運用を行ってきたことで蓄積された知見を有していること、障害発生時において迅速な対応及び復旧を行う体制を有していることも必要であり、これらの要件を満たしているのは、「一般社団法人沖縄ITイノベーション戦略センター」のみである。</p>	長期継続 契約・特命 随意契約
8	情報基盤 整備課	沖縄県が提供 を受ける電気 通信役務(沖縄 県情報セキュ リティクラウド用 ネットワーク回 線 自治体間 ネットワーク部 分)	令和6年3 月27日	10,136,016	NTTビジネスソリューショ ンズ株式会社	沖縄県那覇市楚辺一丁 目14番16号	第167条の2 第1項第2号	<p>当該サービスを使用するための本回線は契約予定事業者により平成28年度に設計・構築され、平成29年度より運用がされているものである。沖縄SCの運用においては回線利用ができない状況になると、全市町村のインターネット利用が不可能となるため、回線を継続して使用する必要があり、また障害等が発生した場合には当該事業者により迅速に対応等を行う必要があることから、当該事業者と随意契約を締結することとした。</p>	特命随意 契約

企画部(局)における随意契約の実績 (令和5年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
9	情報基盤 整備課	沖縄県ホームページ管理システム保守業務	令和6年3 月28日	2,482,920	フューチャーイン・ケーエ スジャパン共同企業体 ①株式会社フューチャー イン ②株式会社ケーエスジャ パン	①愛知県名古屋市千種 区内山二丁目6番22号 ②東京都千代田区飯田 橋4-6-9 ロックフィー ルドビル2階	第167条の2 第1項第2号	本業務の内容は、令和5年度にフューチャー イン・ケーエスジャパン共同企業体が受託し、 構築されたシステムの保守業務である。 構築事業者以外の者が本業務を履行する と、障害等発生時における責任の所在等が不 明確となり、運用に著しい支障をきたす恐れが あるため、構築事業者であるフューチャーイン ・ケーエスジャパン共同企業体を契約の相手方 とした。	長期継続 契約・特命 随意契約
10	情報基盤 整備課	沖縄県が提供 を受ける電気 通信役務(沖縄 県情報セキュリ ティクラウド用 ネットワーク回 線 インター ネット接続部 分)	令和6年3 月29日	5,517,600	株式会社 インターネット イニシアティブ	東京都千代田区富士見 二丁目10番2号	第167条の2 第1項第2号	当該サービスを使用するための本回線は契 約予定事業者により平成28年度に設計・構築 され、平成29年度より運用がされているもの である。沖縄SCの運用においては回線利用が できない状況になると、全市町村のインター ネット利用が不可能となるため、回線を継続 して使用する必要があり、また障害等が発生 した場合には当該事業者により迅速に対応等 を行う必要があることから、当該事業者と随 意契約を締結することとした。	特命随意 契約
11	情報基盤 整備課	沖縄～南大東 間海底ケーブル 等の設備保 守業務	令和6年3 月29日	52,921,000	西日本電信電話株式会 社沖縄支店	沖縄県浦添市城間4-3 5-1	第167条の2 第1項第2号	沖縄本島と南大東島間を結ぶ海底光ケー ブル及びそれに付随する設備等は、一部の 単独財産を除きNTT西日本との共有財産と して整備した財産である。 NTT西日本は、当該共有財産を使用し、大 東地区において基礎的電気通信役務を提供 していることから、その保守は電気通信事 業法で定める基準により、NTT西日本の保 守体制のもと実施する必要があるため。	長期継続 契約・特命 随意契約

企画部(局)における随意契約の実績 (令和5年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
12	市町村課	住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る委託業務	令和6年3月12日	10,492,970	地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町25番地	第167条の2 第1項第2号	全都道府県が、地方共同法人である地方公共団体情報システム機構へ委託する仕組みとなっているため。	長期継続 契約・特命 随意契約
13	市町村課	住民基本台帳ネットワークシステムにおけるファイアウォールの監視及び保守委託業務	令和6年3月25日	16,436,835	地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町25番地	第167条の2 第1項第2号	全都道府県が、地方共同法人である地方公共団体情報システム機構へ委託する仕組みとなっているため。	長期継続 契約・特命 随意契約
14	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理委託業務	令和6年3月1日	11,210,760	日本電気株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2 第1項第2号	ネットワークの管理運用等は、同ネットワークの構築者と同一の者にシステムの運用・改良等を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障を生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、ネットワークの構築者である左記事業者を契約相手方とした。	長期継続 契約・特命 随意契約
15	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等運用支援委託業務	令和6年3月1日	3,847,800	日本電気株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2 第1項第2号	システムのメンテナンス等は、同システムの構築者と同一の者にシステムの運用・改良等を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障を生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、システムの構築者である左記事業者を契約相手方とした。	長期継続 契約・特命 随意契約

企画部(局)における随意契約の実績 (令和5年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
16	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステム業務端末増設機器等運用支援委託業務	令和6年3月1日	1,732,500	日本電気株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2 第1項第2号	住基ネット業務端末等運用支援の委託にあたっては、そのネットワークの構築者と同一の者にシステムの運用・改良等を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障が生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、ネットワークの構築者である左記事業者を契約相手方とした。	長期継続 契約・特命 随意契約